

第5回 八王子市男女共同参画推進審議会 会議録

会 議 名	第5回 八王子市男女共同参画推進審議会	
日 時	令和5年(2023年)10月5日(木) 午後6時 28分から午後8時 33分	
場 所	八王子市生涯学習センター 10階 第2学習室	
出席者氏名	委 員	八木橋宏勇会長、齊藤静子副会長、荒木紀行委員、木村恵子委員、久保田鉄平委員、清水栄委員、野村みゆき委員、前田奈緒美委員
	説 明 者	—
	事 務 局	富澤知恵子男女共同参画課長、宮野努男女共同参画課主査、 瀧澤里佳子男女共同参画課主査、三木寛之男女共同参画課主任、 岩瀬弘明男女共同参画課主任、加藤優花男女共同参画課一般職員
	そ の 他 市側出席者	
欠 席 者 氏 名	—	
議 題	1. 開会 2. 議事 (1)第1回から第4回審議会までの論点整理 (2)男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)素案について 3. その他 4. 閉会	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由	—	
傍 聴 人 の 数	6名	
配 付 資 料 名	資料1:次第 資料2:第4回八王子市男女共同参画推進審議会会議録 資料3:男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)素案	
議 事 内 容	次ページ以降のとおり	

【議事内容】

1. 開会

八木橋会長 ・ 第5回八王子市男女共同参画推進審議会を開会する。

八木橋会長 ・ 事務局から本日の配布資料の説明をお願いする。

(事務局説明)

八木橋会長 ・ 本日は、午後8時 30 分までの開催となる。

・ 本日は、本審議会に諮問された「推進計画の策定に関すること」について、これまで審議してきたことを踏まえ、事務局から「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」の素案が提示されている。

・ 素案を確認し皆様からの意見を、本審議会からの意見として市長に答申したいと考える。

・ 答申には第1回から第4回までの意見も含めるので、追加したい、強調しておきたい内容があれば意見をいただきたい。

・ 続いて、出席人数、会議の成立について確認する。

・ 本審議会は、八王子市男女共同参画推進条例施行規則第4条第2項で「審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」とある。

・ 本審議会は8名の委員により構成し、本日は、8名の出席があるので、本審議会は成立している。

・ 次に、同条例 施行規則第4条第4項で「審議会は、これを公開する。ただし、審議会が公開することが適当でない認めるときは、この限りでない。」となっている。

・ 本日の審議会は「公開」でよいか。

(異議なし)

八木橋会長 ・ 本日の審議会は、「公開」とする。

・ 傍聴者の入室を現時点より認める。本日、傍聴希望者いるか。

(傍聴者あり)

(傍聴者入室)

2. 議事

八木橋会長 ・ 次第2「議事」に入る。

・ 本審議会に諮問された「推進計画の策定に関すること」について、第4回審議会での意見の内容は、配布資料2の「会議録」のとおりである。

・ 本日は、第1回から第4回審議会までの第4次プラン骨子及び内容(案)に関する意見の概要について、事務局から説明をお願いする。

事務局 ・ 重点目標ごとに第1回から第4回審議会における意見の概要を説明する。

(重点目標1)

・ 「ワーク・ライフ・バランス」、「男女共同」に配慮がない従来の枠組みに新しい概念を当てはめようとしても無理があるため、社会全体の問題として考える必要がある。

・ 女性管理職の「数」の多少から男女共同参画の推進を考える以外に、その数字にとどまっていることの根本の意味を考える必要がある。

・ 管理職への昇任試験の受験者が少ない中、出産、子育てなどのライフイベントを配慮した新たなものを構築し、現状にあう仕組みづくりができるとよい。

・ 男性は育児休業を取得すると社会から取り残される不安があり取得が進まず、子育ての役割が

女性にまわってきてしまう。また、これにより女性が管理職試験を受験しないという悪循環にもつながる。

- ・育児がひと段落した後に仕事へ復帰したい人への研修も大切だが、女性が働き続けられるためには、育児休業をとりながらも職場等とつながっていられる、働き続ける人のための研修も大切である。
- ・女性の参画を進めるには、組織での強力なリーダーシップやポジティブ・アクションが必要である。
- ・制度などを変えていくためには、公務員や大企業から変わることによって広がっていく。女性が活躍する社会や企業をモデルケースとしてアピールすることが大切である。
- ・政策や方針決定過程には、全部の性が参加していることが大切である。

(重点目標2)

- ・意識づくり、風土改革につながりやすくするためには、企業等において全社員対象の研修を行うなど、全社員が情報共有できることが大切である。
- ・町会行事などでは、まだまだ男女で役割分担している場合がある。これを見ている子どもへの影響を考えると、大人への意識づくりができるような仕掛けが大切である。
- ・地域活動において、男女が共に参画してルールづくりをしていくことが地域づくりには大切である。
- ・学校教育による幼いころからの意識づけや幼少期から多様なものに接することで、性別による固定的な役割分担意識を持つ人が減る。
- ・今の小学生は男女の意識差は少なくなっているが、教員の中には無意識の思い込みが残っていることもあるため、教育関係者への啓発は大切である。
- ・大人、親などの会話や行動は、子どもの意識醸成や行動への影響が大きい。
- ・子どもへの意識啓発として、学校では男女関係なく職業を選ぶことが学べるとよい。
- ・役割分担は男女で不満が無ければよいことだが、多様性を尊重できる教育を進めることは大切である。
- ・男女共同参画は固い言葉であるが、啓発を行ってきたことで若い世代の人の理解が進んでいる。

(重点目標3)

- ・自分の身体の大切さを知るためにも、中学生、高校生以外に、幼児や小学生への意識啓発も大切であると共に、周りの大人も勉強する必要がある。
- ・性被害などについて、子どもの相談相手は保護者や先生である。話をしっかりと受け止めてあげることによって、複雑化、深刻化、潜在化を防止することができる。
- ・相談窓口のあり方として、相談にくることを待つ面と、アウトリーチとして積極的に向かっていく面の両方が必要である。
- ・相談窓口は、何でも相談してよい雰囲気にするのが大切である。
- ・市には多くの相談の窓口があるが、相談員がほかの相談窓口で相談できる内容を把握し、連携できることが大切である。
- ・いろいろな相談窓口を訪れることには負担感があったり、疲弊してしまう相談者もあり、つながることを拒絶する人もいる。つながり続けてもらうには、ワンストップ窓口があるとよい。
- ・人間関係を構築することが面倒だと思う人が増え、対面や電話での相談を避け孤立している人などは、インターネット上の相談場所を利用することがあるため、深刻化、複雑化を防ぐにはネットという場も大切である。

- ・民間等がいろいろと行っている居場所を活用して相談につなげ、孤独、孤立を防ぐことが大切である。
- 八木橋会長
(なし)
- 八木橋会長
- ・事務局の説明に質問などはあるか。
 - ・それでは、本日の審議会では、これまでに皆様から出されたご意見をもとに、事務局が「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」の素案を作成し、資料として提示されており、事務局より説明をお願いする。
 - ・重点目標ごとに進行した方が、整理でき、わかりやすくなるため、まずは、重点目標1について、事務局からの説明後に、意見をいただくこととする。
 - ・重点目標1について、説明をお願いする。
- 男女共同参画
課長
- ・資料3により説明する。第4次プランは横版にしている。基本計画の未来デザイン 2040 も横版であり同様に横版にしている。
 - ・全体のつくりだが、「表紙」の次には「市長あいさつ」が入る。次に「目次」で、「計画の策定にあたって」は4ページから「計画策定の趣旨」「世界、国、都、市の動き」を掲載、皆様に議論いただきたい部分は13ページ「計画の基本的な考え方」からになる。
 - ・14ページには「計画の基本的な考え方」として「理念と目標」があり、基本目標は第1次プランから引き続き同じ目標を掲げる。
 - ・15ページは「計画の位置づけ」を記載しており、(1)から(6)までは法などによりこの計画が位置づけられていることを記載し、(8)では計画期間を記載している。
 - ・16ページは「計画の特徴」として男女共同参画社会の実現をより一層加速化していくために、条例を施行し行政、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体が一体となって取り組むために、重点を絞った計画としていること、また、そのためには、行政が率先して取り組むことが市全体の推進力になることから、行政による取組も強化していくことを特徴として挙げている。(1)で重点的に取り組むための3つ目標を掲げ、これまでの議論を踏まえたものとなっている。
 - ・17ページはそれぞれの重点目標を達成するための「課題」や「取組」について全体の体系図を掲載している。「施策」という表現は行政用語で、市民にはわかりにくいとの意見が前回までにあったので、「(重点目標を達成するための)課題」「(課題解決に必要な)取組の方向性」と表現を変更した。
 - ・21ページからが重点目標1である。「あらゆる分野において男女が共に参画しよう」の、「[現状・課題]」をまず掲載している。「様々な分野で活躍する女性が増加してはいるものの、その分野には偏りが見られ、特に、政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況」といった課題がある中で、取組として、25ページに「1-1あらゆる分野における女性の参画拡大」を考えている。取組の方向性としては、「(1)女性の参画の土台づくり」「(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進」「(3)意思決定過程への女性の参画拡大」である。
 - ・26ページ、「(1)女性の参画の土台づくり」の「主な取組」としてリスキングなどの推進により女性の就業継続やキャリア形成促進の支援を行ったり、リカレント教育の推進などによって女性の再就職の支援を行ったり、また子どものころからの意識醸成としてキャリア教育を掲げている。
 - ・次に28ページ、「(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進」になる。ここでは企業などにおける職場環境づくりの充実や自分自身で抱え込まず社会の支援を受けながらワーク・ライフ・バランスを図っていくことが重要であることを掲載している。また、市内事業所の一つである八王子市役所が積極的に取り組むことで市全体の推進力となるために「取組No.」7、8に「【行政が推進力】」として記載している。

- ・ 29 ページ、「(3)意思決定過程への女性の参画拡大」として、企業などにおける取組を支援していく一方で行政が推進力となるため、市役所の積極的な取組を記載している。
- ・ 「指標」について。18 ページになる。このプランの全体の指標として、「社会全体」で男女共同参画が進んでいると思う人の割合」として、現状値は 33.8%、目標値を 50.0%としている。これは本市基本計画である「八王子未来デザイン 2040」において指標として挙げており、数字もそこに掲載されている。これは市民へのアンケート調査による数字である。
- ・ 次に「重点目標1」では2つの指標を挙げている。一つは「市が設置する附属機関等における女性の割合」で、これは第3次プランでも設定しており、そこでの現状値が 33.8%、目標値は 50.0%であった。この現状値の捉え方を第4次プランでは東京都と同じ基準で現状値を計り直して 30.2%としている。変更点は前回まで青少年育成指導員や明るい選挙推進員の女性割合が入っていたことで、女性の割合が高くなっていた。東京都の基準にはそこが入っていないので東京都の基準に合わせている。東京都の基準には、ほかにもあて職のみで構成されている審議会、区画整理などの地権者だけで構成されているもの、男女の比率を考える余地のないものも除いている。この指標は市の基本計画の「未来デザイン 2040」を実現するための行動計画である経営計画の指標の一つになっている。
- ・ 次にもう一つの指標、「理想の生活と現実の生活が一致している人の割合」これはワーク・ライフ・バランスを計るもので、現状値が 43.5%、目標値が 50.0%で、これは市政世論調査で毎年調査しているもので、基本計画の指標の一つになっている。
- ・ 次に 19 ページの下の「行政が推進力」は特徴の一つとして掲げた行政の推進力ということで指標を設けている。指標は2つで、一つ目は「市の女性管理職の割合」で、現状値は 12.6%で、24 ページの右のグラフだが 12~15%の間にあり、右肩上がりにはなっていない状況である。この状況の中で目標値を 30.0%と設定した理由として、2つの属性が存在する時に組織のあり方を根本的に変えるためには、少数派の割合は 30%以上であることが必要であるとのクリティカルマスという考え方がある。仮に 15%程度であれば少数派は単なる目立つ存在でしかなくなり、プレッシャーを感じて意見が言えない状況になったりするようである。30%であれば少数派として意見が言えたり、個人として認識されて意見を言いやすくなったりするようである。最低限、そこまでもっていきたいため 30.0%と設定している。理想としては男女は半々であるので 50.0%だが、本市の現状として 12~15%での推移であるなか皆さんの意見を伺いたい。
- ・ 2つ目の指標として「男性職員の育児休業取得率」を挙げている。現状値は 79.7%、目標値を 85.0%としている。目標値は総務省で掲げており、国や地方自治体で2週間以上育児休業を取得した職員を 85.0%にする目標となっており、同様の目標値としている。ただ、現状値の 79.7%は本市で1日以上育児休業を取得した職員の数字であり、2週間以上で計算すると 71.7%となる。

八木橋会長

- ・ 事務局から、「男女が共に生きるまち 八王子プラン(第4次)」の素案の重点目標1について、説明をいただいた。
- ・ 重点目標1「あらゆる分野において男女が共に参画しよう」に関する素案 21 ページから 29 ページの内容と、18・19 ページの「指標」について、記載されている内容などについて意見を伺う。

木村委員

- ・ 素案 17 ページの体系図の「重点目標3」だが、困難女性の支援部分を盛り込むことには苦労があったと思う。様々な議論のうち事務局としてこの素案になったと理解した。そして重点目標を「…しよう」という表現で統一して、「皆さん、…しましょう」という表現はよいと思う。ただ、この表現を「根絶しよう」にしたら強すぎるだろうか。個人的にはあってはならないこととお

- り、「絶対根絶だ」と思っている。取組3-1では「根絶」という言葉を使っているのですが、どうだろうか。
- 男女共同参画課長
- ・ 前回まで目標にいろいろな表現が入っており、色々ご意見を頂いて今回変更した部分でもあ
る。「DV や性暴力をなくそう」にするか「根絶しよう」にするかは迷った。他の重点目標に比べて
少し強いと思ったのでこの表現とした。
- 八木橋会長
- ・ 「DV や性暴力をなくそう」という表現にしたのは、他とのバランスとのことである。
 - ・ 木村委員からは「根絶」を入れてはどうかという意見であった。
 - ・ 個人的には、全体のバランスも考えるべきことだが、重点目標1「あらゆる分野において男女が
共に参画しよう」の根本部分で、DV とか、性暴力によって阻害されることはあり得ることであ
る。私のそばには学生たちがいるが、自分には価値がないのではとか、やりたいことがあったが
全然気力が追い付かないという悩みを持つ学生たちを見てきた。個人的にはバランスも重要だ
が、根絶という強いメッセージを発することで、一人でも多くの女性が男女共同の舞台に自分
で向かっていく礎の部分だと思うので、「根絶」を入れてはどうかと思う。
- 齊藤副会長
- ・ DV や性暴力は犯罪である。重点目標の1、2とは意味が違うと思うので、「根絶」を入れた方が
よいと思う。初めてこれを読んだときには、曖昧な感じを受けると思う。あつてはならないこと
で、女性だけでなく、すべての人に可能性があることでもある。ここにはきちんと「根絶」という言
葉を使用した方がよいと思う。
- 八木橋会長
- ・ 「なくそう」は、ひらがな表記のため、少し曖昧な感じを受けメッセージ性がぼやけてしまう。
- 久保田委員
- ・ 「根絶」を入れることに賛同である。
- 男女共同参画課長
- ・ 前回まで「DV や性暴力などを根絶し、だれもが安心して生活できている」としていた。困難女性
を意識してそのような文章にしていた。この後段を取って「…しよう」という表現に変更したとき
に、困難女性のことが重点目標から消えてしまうという心配があり、「根絶」を入れるか迷った。
- 木村委員
- ・ これまでの議論で、重点目標に「女性」を強調し過ぎない方がよいのではという意見があった。
しかし、困難女性の支援は、正に女性の生きづらさ、だから支援が必要だということである。ポイ
ントは「女性」である。
 - ・ 重点目標の中に女性だけではなく、前回までは「DV や性暴力などを根絶し、だれもが安心して
生活できている」としていた。「安心して」については入れづらさがあるので、「課題」部分に入っ
ていると理解している。
- 八木橋会長
- ・ 前回までの、「だれもが安心して生活できている」という部分が盛り込まれた方がよいということ
か。
- 木村委員
- ・ 女性支援を念頭には置くが、女性だけをピックアップした表現にはしたくないので、前回「だれも
が安心して生活できている」という表現にしたと理解している。これを活かしたい訳だが、「…し
よう」という表現になったがためにそれを入れ込みづらくなった。「だれもが安心して生活でき
ているようにしよう」にすればよいのだろうか。
- 八木橋会長
- ・ 因果関係を逆に表現してはどうか。前回まで、「DV や性暴力などを根絶し」の後にしていたもの
を前にもっていてもメッセージ性は変わらない。例えば「だれもが健康的で安心して生活でき
るように」を最初に示し、これを目指す、そのために DV や性暴力を根絶しよう、であれば文章
の据わりはよい。「だれもが健康的で安心して生活できるように DV や性暴力などを根絶しよ
う」ではどうか。
 - ・ まずは、「だれもが」と「安心して」の部分を初めにもっていき、そのために必要なことは「DV、性
暴力の根絶」であり、最後に「しよう」につなげていくという構造である。
 - ・ 今の話は、前回まであった「だれもが」「安心して」という部分で、もちろん女性にフォーカスをあ

てたものであるが、女性だけにならないように、社会全体でというトーンを出して、そしてDVや性暴力を根絶しようという文言になるのがよいのではということであった。

木村委員 ・「だれもが安心して生活できるために」DVなどをなくそうと言うと、無くなったら安心して生活できるとなる。前回の「だれもが安心して」はもっと広い意味だったと思う。困難女性の法律を念頭に置いていると思う。

男女共同参画
課長 ・「DVや性暴力など」というように「など」で括っているが、困難女性だと、性暴力は絡む部分はあるものの非正規雇用で経済的に困難だとか、予期せぬ妊娠などもあったり、DVや性暴力は入りつつも、別の部分の課題が「根絶」という言葉で括ってしまっても大丈夫かどうか。ただ、大きな目標としては「DVや性暴力などを根絶しよう」と大きくしてもよいと思う。

八木橋会長 ・市民が見たときにどこまで読み取ることができるかもある。

男女共同参画
課長 ・重点目標3の説明をした際に、意見を伺いたい。

八木橋会長 ・今、体系図をご覧だと思うが、前回から文言が変わったところがある。「(重点目標を達成するための)課題」の部分と「(課題解決に必要な)取組の方向性」の部分である。この変更についてはよいか。

～了承～

木村委員 ・体系図だが、重点目標2の取組の方向性だが、(1)組織単位、(2)子ども(3)大人だが、大人より先に子どもがくるのはどうかと思う。

八木橋会長 ・重点目標2は後ほど、事務局説明後をお願いする。

木村委員 ・この素案で使用している図表は、分かりやすいと思うがこのまま使用することでよいか。

男女共同参画
課長 ・グラフ等の表はこのまま使用する。

野村委員 ・19頁の指標の通し番号9、「男性職員の育児休業取得率」だが、説明では現状値と目標値の数字の捉え方が違うとのことだが、合わせるために現状値を79.7%を71.7%にできないのか。

男女共同参画
課長 ・71.7%に変更する考えである。

齊藤副会長 ・育児休業取得率だが、他の計画では3週間以上の取得者の率を使用しているところもある。1日や2日以上取得者をカウントしても率を増やすためになってしまう。この表に「2週間以上」という文言を記載した方がわかりやすいと思う。

男女共同参画
課長 ・2週間がどうかという意見もあると思うが、総務省の目標値85%が2週間以上であるため、それに合わせることを考えた。

八木橋会長 ・18ページの「全体」部分の指標で、「社会全体」で男女共同参画が進んでいると思う人の割合が現状値が33.8%、目標値が50.0%だが、この50.0%は根拠があって記載していると思うが、個人的には8年計画で50.0%は少ないかなと感じている。通し番号の4と5では目標値が60.0%となっており、これと比較し50.0%だとどう整合性をとるのだろうか。

男女共同参画
課長 ・実施したアンケートでは、「社会全体」「職場」「地域」「教育」「家庭」の5項目で、同じ人がどう思うのか回答を得ている。その中の「社会全体」「職場」「地域」を指標とした。数値的には個別では進んでいるものの、社会全体で見ると33.8%と低く、そこに差があるため目標値にも差をつけている。

野村委員 ・上位計画で使用している数字を超える数字は持ってきづらいと思う。

八木橋会長 ・「社会全体」というのも難しいところで、八王子市の話だけに留まらないことになる。我々は日常的に様々な情報を見聞きし、それで社会の動きを感じる。この社会全体というのが捉えづらいと

- 思う。
- 木村委員
- ・ 前回の資料4と今回の資料を比較して見ているが、今回の資料の 29 ページ、「意思決定過程への女性の参画拡大」の通し番号 10「附属機関等への女性の登用促進」には、前回の資料では「行政が推進力」との記載があるが、あえて記載を削除したのか。
- 男女共同参画課長
- ・ 附属機関の委員になってもらうために、外部の方に就任してもらうことがある。その委員を団体に推薦してもらうことがあるが、行政だけでは進められない部分があるため削除した。
 - ・ 「行政が推進力」とは、あくまで市役所内の努力だけでできることを想定している。
- 木村委員
- ・ 推進力というイメージである。
- 男女共同参画課長
- ・ 「行政が取り組むことで全体の推進力となる」というイメージである。
- 八木橋会長
- ・ 「行政が推進力」というのは、いろいろある取組の中で行政が率先して先導していくことで、これはキャッチコピー的なものだと思う。であれば、短いものの方がインパクトがあるので、個人的には違和感はなかった。
- 野村委員
- ・ 28 頁の通し番号5の「概要」の最後だが、「職場環境づくり支援」とは具体的にどんなことを考えているのか。
- 男女共同参画課長
- ・ 民間等の職場環境づくりの支援を考えている部分であり、例えば職場環境づくりにあたって、東京都労働相談情報センターで行っている補助やアドバイザー派遣を市でも紹介して支援していくことである。
- 野村委員
- ・ 通し番号6の「高齢者、障害者ためのショートステイ」は、法に基づく支援だとか、保険の支援があるが、それに加えて何かをするのではなく、保険の部分とか法に基づく支援についてのことを記載しているということか。
- 男女共同参画課長
- ・ 市で行っているショートステイや国の制度等の社会の支援を受けながら自分たちで抱え込むのではなく、ワーク・ライフ・バランスをやって欲しいということである。
- 八木橋会長
- ・ 29 頁の通し番号 11 の概要の「政策や方針の意思決定過程への女性の参画を実現させるために、女性管理職を増やす」だが、女性管理職については国の目標が以前からあるので、これ自体は望ましいと思っているが、先般の岸田総理の発言で「女性ならではの感性」というのは大きな反発を招いた。アンコンシャス・バイアスの観点からすると、女性には女性の感性があるというのは、性別による思い込みなんだと言われる面がある。一方で、女性管理職を増やすこと自体は、改めて賛成だが、その理由付けというか、この文言がアンコンシャス・バイアスにあたるものと明確に区別されるものなのかどうなのか、女性の参画を実現させるために女性管理職を増やすということはよく言われるが、そこに整合性というか、女性の判断が全体に反映されるべきなんだという話だと思うが、ある時はアンコンシャス・バイアスだと、またある時には女性の管理職を増やすことは多様性だとか、この部分が私の中で理解が追いついていない。
 - ・ アンコンシャス・バイアスを語る場面ではネガティブに捉えられ、組織の多様性や女性の意見を言うときにはポジティブに捉えられ、ただ同じものを二面から見ている状況だと思う。
- 荒木委員
- ・ 「行政が推進力」ということなので、八王子市役所の中で進めていこうとなると、現実的に政策決定は管理職が行っていく、主査や課長補佐もいるが、最終的には管理職が決めるとなると女性の管理職という表現にならざるを得ない。
- 野村委員
- ・ そういう迷いがあるのであれば、「女性の参画を実現させるために」の部分を削除してもよいかもしれない。
 - ・ そもそも人間社会が男女 50 対 50 なので、単純な考えから増やすんだという考えで私はいたので、「政策や方針の意思決定過程への女性管理職を増やす」だけでも通じると思う。

- 八木橋会長
- ・ それであれば違和感を覚えない。事務局でもいろいろすり合わせてもらい、ベストなものにしてほしい。
- 八木橋会長
- ・ 次に、重点目標2について、事務局より説明をお願いします。
- 男女共同参画課長
- ・ 重点目標2について説明する。30 ページ「[現状・課題]」だが、世界に比べて日本の男女共同参画の推進が遅れている原因として、性別による役割分担意識が残っていることがよく挙げられている。ただ意識が仮に変わったとしても組織に制度・慣行が残っていると周囲に合わせてしまう同調圧力や合理的な判断よりも集団的判断を優先してしまうグループシンクが発生しやすく、個々人が発言・行動ができないことが考えられることから、意識啓発、意識改革だけでなく組織における制度・慣行を変えていくことが必要。
 - ・ そして取組として、「性別による固定的な役割分担意識の改革」と「職場や地域における制度・慣行の見直し」が必要であるということで、32 ページで挙げている。
 - ・ 一つ目の 33 ページ「2-1 性別による固定的な役割分担意識の改革」だが、取組の方向性としては「(1)組織単位での意識啓発」を行っていくとしている。事業者や地域活動団体等に積極的に意識啓発活動を行っていきたいと考えている。また、市役所も組織の一つであり「取組No.」15に掲げてあるように職員の意識啓発にさらに力を入れていきたいと考えている。
 - ・ 2つ目は 34 ページの「(2)子どもへの意識啓発」になる。キャリア教育を行っていきたいと考えている。子どもたちが進路等を含め、生き方を選択していくときに多様な生き方を選択できる力を身に付けてもらえるような意識啓発、キャリア教育を行っていく。
 - ・ 3つ目は 35 ページの「(3)大人への意識啓発」になる。これは子どもに関わる大人が性別による固定的な役割分担意識を持っていると、子どもに接するときの言動や行動が子どもの意識醸成に大きな影響を与えることから、子どもへの意識啓発以上に重要なことと考えている。
 - ・ 次に 36 ページの「2-2職場や地域における制度・慣行の見直し」として、職場・地域等における取組のほか、行政においても推進していきたいと考えている。
 - ・ 次に指標で、18 ページに「重点目標2」として、「[職場]での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」と「[地域]での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」で、「職場」の方の現状値は 48.3%、「地域」の現状値は 45.9%で、目標値は両方ともに 60.0%に設定している。
- 八木橋会長
- ・ 事務局から重点目標2について、説明をいただいた。
 - ・ 重点目標2「社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう」に関する、素案 30 ページから 36 ページの内容と、18 ページの「指標」について、記載されている内容などについて意見を伺う。
 - ・ 先ほど、木村委員から順番の話があったので引き続き話していただきたい。
- 木村委員
- ・ (1)(2)(3)と並んでいると上から見てしまうので、子どもより先に大人、子どもに影響を与えるのは大人なので、大人の次に子どもの方が納まりがよいと思った。子どもを先にした意図がなければ、大人が先でもよいと思った。
 - ・ 次に、30 ページ中段の「グループシンク」は一般的な言葉だろうか。もっと平易は言葉でよいのではないか。
- 八木橋会長
- ・ 一般的とは言えないかもしれない。また、意識啓発はまず大人からという意見をいただいた。これまでの議論では若い人にはそれほど男女の意識の差はないということだったが、ただ、小さい子は大人の言動を受けやすいということであった。だから大人から意識啓発を行うという事はわかる。
 - ・ また、「グループシンク」については、伝わりやすい表現を使用することを再検討願いたい。
 - ・ 重点目標2は2つに分かれている。「性別による固定的な役割分担意識の改革」について意見は

- あるか。
- 齊藤副会長
- ・ 子どもへの意識啓発と大人への意識啓発だが、個人的には同時に行うことだと思うので、順番にはこだわらない。
 - ・ 33 ページに「事業者」「地域活動団体等」への意識啓発との記載があるが、市内企業と市がどのように協力をして意識啓発しているのか、現状を理解していないが、新規として「事業者に対する男女共同参画の意識啓発」とあるが、企業でもこういう意識啓発を行っているところもある。市側から声がけして行っていくというよりも、一緒に取り組んでいきたいと思いますという姿勢でいくのか。
- 男女共同参画課長
- ・ 大企業であれば研修も充実していたり、人権を考える部署もあるので、中小企業を想定している。
 - ・ ただ中小企業でも個別に案内をしても個人的に意識の高い人は来てくれるが、本来聞いてほしい意識の低い方は来てもらえないと思うので、一般的な講座を開催して事業者に来てもらうというよりも、事業所に行って従業員全体に行いたいというところである。
 - ・ 従業員全体に行うことは、経営者として、事業所としてのメッセージも発することが出来るという意見もあった。
 - ・ 昨年、中小企業の1社に出前講座をした。同様な従業員向け出前講座の実施を想定している。同時に経営者側もダイバーシティという認識はあると思うが、実際にはなかなか進められない部分もあると思うので、その手助けができればと思う。
- 齊藤副会長
- ・ 市にもいろいろな部署があり、人権啓発を行っている部署もあると思う。この男女共同参画の取組は、行政が推進力となるために他の課も一緒に行っていくと思うが、例えばこれを行うときに他の課との連携として考えていることはあるのか。
- 男女共同参画課長
- ・ 地域活動団体等への意識啓発では、町会長の集まりに出向き男女共同参画は大事ですといっても、町会長自身はそう思っていない、町会の中では行動に移せないこともあると考えられる。そのため地域ごとに防災活動を行うときに防災課と連携をして、女性の参画も大切であるということを実際の活動において啓発できればと思う。
 - ・ 仮に防災以外のテーマで地域の方が集まる機会があれば、その担当所管と連携し、男女共同参画課も出向き、何かを決めていくには女性の視点も大切であること、好事例の紹介などを行ったり、活動を通して体感できる啓発活動ができるとよいと考えている。
- 齊藤副会長
- ・ 前回、他の委員からも防災に関しては住民にとってもすごく問題意識が高く、一番気になるところなので、そこから始めると話が入りやすく、進めていけないといけないとの意見があった。
 - ・ この概要部分にもう少しそういう内容を具体的に、例えば「防災に関して」という言葉を入れることはできないだろうか。具体的な言葉があると思えば描きやすいと思う。
- 男女共同参画課長
- ・ 言葉を入れることで市民にイメージしてもらいやすいとは思う。必要に応じ、例を記載することも大切かもしれない。
- 荒木委員
- ・ 取組2-1「性別による固定的な役割分担意識の改革」の取組の方向性「(1)組織単位での意識啓発」だが、最初に第3次プランと第4次プランでどこを重点的に行政として考えているのかというときに、今までは「個」へのアプローチだと、これからは「個」が意識を改革しても、一度社会に入ったり、団体に入ったりすると、以前の考え方に染められてしまう部分がある。だから今回は企業、地域、社会などを変えていけないといけないという視点に立って、この第4次プランをつくるんだと。
 - ・ 3つの重点目標があるが、新規となっているのはここが一番多い。新規の部分は今までないことなので、先ほど副会長が言われたように具体的に示し、充実、継続は今までやっているという認

- 識として、新規の部分は注釈など丁寧な記載で示してもよいのではと思う。
- 野村委員 ・ 第3次プランには取り組む所管名が記載されている。第4次プランでは記載しないのか。
- 男女共同参画課長 ・ 組織変更等で所管名が変更になることがあることや、所管としては男女共同参画を目的に行っているわけではない事業の場合に事業を止めたにもかかわらずプランに掲載されているということもあるので、あえて所管名は入っていない。
- 野村委員 ・ 施策の進める推進力となるのが男女共同参画課だと思うので、所管が事業を止めるときには、じゃあこの部分はどうするのか、と切り込んでいく姿勢が必要だと思う。
- 木村委員 ・ 前回の資料では、「実施・連携」として「行政、関係機関、市民、教育関係者」との表記だったが、それもなくなったということか。
- 男女共同参画課長 ・ 条例が施行され、市、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体と連携して重点的に行うことが特徴なので、どう関わり、どういう取組をするのかがわかるためにも、そういう欄があった方がよいということか。
- 木村委員 ・ 人は割り振られることで当事者意識が高まると思う。
- 八木橋会長 ・ 所管名を入れたときに名称変更があり得るということになるほど思ったが、ピンポイントで所管名を入れるというより、「〇〇担当」など大きな枠組みでもよいかもしれない。
- 野村委員 ・ 36 ページ通し番号 22 で「男性の育児休業を推進」という表現と、その下に「介護休暇・有給休暇取得の促進」とあるが、この表現の違いはあるのか。この「を」と「の」の違いである。
- 齊藤副会長 ・ 私も気になった。
・ 育児休業は男性の取得が少ないという状況にあるかもしれないが、介護休暇は実際、女性と男性では取得にはそんなに差がないと思っているが、ここをなぜ分けているのか。結局、ワーク・ライフ・バランスをとるための、当事者のショートステイの充実についてをあげているのであれば同じだと思う。
- 男女共同参画課長 ・ 育児休業は女性が取っているので、「男性の」という言葉を入れているところであるが、介護休暇、有給休暇、長時間労働については、男女ともということで記載していない。
・ 「推進」「促進」や「を」「の」の使い分けの文言整理が出来ていなかった。
・ 介護休暇の男女の取得割合は手元に資料がなくここでは回答できない。
- 八木橋会長 ・ ここは、調整していただければと思う。
・ 事務局から確認したいことがあれば聞いていただいても結構だ。
- 男女共同参画課長 ・ 制度・慣行の見直しにあたって、通し番号 23 では、前回の意識の再掲になっている。結果的にそういうものを直すにしても意識が大事ということで再掲としているが、これ以外にも取組例があればヒントとして伺えればと思う。
- 八木橋会長 ・ すぐに思いつくのは難しいだろうが、どうか。
- 清水委員 ・ 商店会等でボランティア等を行っているが、そのことから考えても具体的に思い当たらない。私に関わっているボランティアでは、参加者は女性が多く男性は少ない。男性は町会のことをやっていることもあるからかもしれないが、声かけしても私はいいよ、という方がいる。
・ 個別に、フレキシブルに動かれる方は女性が多い気がする。だから具体的にどうという例は出てこない。
- 八木橋会長 ・ 職場についてはよくわかってないが、地域については、前回も申したが、八王子市はエリアが広いので地域的な特性に違いがあると思う。みなみ野や南大沢などの住宅地と杏林大学キャンパスがある宮下町近辺では大きな違いがあると思う。
・ 画一的なやり方よりは地域の特性に合わせたアプローチの仕方の観点は必要なことだと思う。私も具体的には思い浮かばない。

- 八木橋会長
男女共同参画
課長
- ・次に、重点目標3について、事務局より説明をお願いする。
 - ・37 ページの「重点目標3 DV や性暴力などをなくそう」だが、「[現状・課題]」として、性犯罪や性暴力などは男女共同参画社会の実現を阻害する要因でもあり、重大な人権侵害でもある。また、DV は被害者であることを自覚しないまま、また周囲が気づかないまま深刻化することもある。性暴力については人に相談しづらく一人で抱え込んでしまう傾向がある。
 - ・一方、女性を巡る問題としては、性暴力のほかに、それらを起因とした予期せぬ妊娠や固定的な性別による役割分担に基づく非正規雇用の女性が多いという不安定な就労状況といった課題を解決する取組として、43 ページで DV 防止法の計画に基づき位置づけるものだが「3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」と困難女性支援法の努力義務である市町村計画に位置づける予定の「3-2 困難を抱える女性等への支援」を挙げている。
 - ・まず、「3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」については、44 ページから始まっている。一つは、孤独・孤立を防ぐためにいかに相談につなげるかということで、被害者の早期発見に向けた取組を挙げており、45 ページでは様々な相談メニューを用意し、誰でも相談できることを知ってもらい、一人で抱え込まないようにしていきたいと考えている。
 - ・46 ページでは、関係機関と連携した切れ目のない支援ということで、安全確保や自立に向けた支援、被害回復に向けたケアなどを行っていくことを考えている。
 - ・47 ページでは、被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発ということで、幼児期からの意識啓発ということで生命の安全教育の実施、包括的性教育など、そういった意識啓発を行っていききたいと考えている。
 - ・次に48 ページからは「3-2 困難を抱える女性等への支援」になる。ここでも早期発見に向けた取組の相談メニューを充実したいと考えている。
 - ・相談メニューとして 49 ページに記載している。困難女性のための電話相談・専門相談のほかに、男性も含めた性暴力等に関する相談、LGBT 電話相談についても関係機関と連携して行っていききたいと考えている。
 - ・次に 50 ページ、支援についても関係機関と連携、協力して状況に応じた支援を行っていききたいと考えている。
 - ・また、困難に陥らないために様々な意識啓発も行っていきたいと考えており 51 ページに掲載している。
 - ・52 ページには LGBT の意識啓発を掲載している。
 - ・次に指標だが、19 ページに「重点目標3 DV や性暴力などをなくそう」として2つ挙げている。一つは「生命の安全教育実施回数」ということで、現状値は年 42 回で、これは令和4年度実績だが、この内訳は子どものしあわせ課が中学校で実施している「いのちの授業」という啓発活動と男女共同参画課が高校を中心に実施しているデート DV 予防講座、ほかに小学生その保護者向けの性に関する講座の回数である。目標値は年 45 回で設定している市民向けの講座については令和4年度までは男の子の保護者を対象としたものと、女の子と保護者を対象としたものを分けて実施していたが、男女関係なく実施してほしいとか、子どもも一緒にとか、子どもを対象に実施して欲しいという声があり、これについても検討していきたいと考えている。また、審議会において幼児期から実施した方がよいのではとのご意見があったが、男女共同参画課として考えていることは、子どもに直接行うのか、子どもに関わる保育園や幼稚園の先生に対して行うのかを考えている。保育園・幼稚園の先生対象に行い先生が日常活動を通して教えていくという手法もあると考える。保育園、幼稚園は 100 園ほどあるため、子ども対象だと各園を廻ることを考えると、先生対象の方向で考えている。

- ・また、「男女共同参画センターの新規相談件数」として指標を設定している。新規相談件数としたのは、相談してもらえないと支援にもつながらないので、相談につなげる工夫ということで第4次プランで重点的に実施することを考えている。現状値が年 670 件で目標値は年 1,000 件としている。
- 八木橋会長
- ・事務局から、重点目標3について、説明をいただいた。
 - ・重点目標3「DVや性暴力などを根絶しよう」に関する素案 37 ページから 52 ページの内容と、19 ページの「指標」について、記載されている内容などについて意見を伺う。
- 野村委員
- ・前回、追加意見を提出するのを忘れていた。前の計画から漏れていることが幾つかあることは把握してるが、ここで大事なのはリプロダクティブ・ヘルス/ライツだと思う。これを除いた理由には、何か意図があるのか。
- 男女共同参画課長
- ・産みたいときに産むとか、女性の健康のこととか、大事な理念ではある。リプロダクティブ・ヘルス/ライツということで括るのではなく、産みたいときに産むとか、望まぬ妊娠とか、性教育とかの部分に分解して掲載しているところである。
 - ・それから女性の健康というところでは、例えば女性特有のがんとか、更年期とかの課題はあるが、男性にも特有なものはあり、市の健康施策のなかで男女問わず進めている。今回の第4次では、全体を網羅するというよりも男女の格差のある部分を重点的に何をやっていくことに絞った計画としている。
- 野村委員
- ・性暴力に限定して言うと、性犯罪や性暴力などがあって、加害者とか、被害者とか、傍観者にならないためには自分自身の意思はとても大事である。大人でも気づかないから望まぬ妊娠があるかもしれないし、その考え方は一番大事なことだと思う。振り分けたということはわかるが、象徴的な言葉であり、そこをなくしてしまうことはわからない。
- 男女共同参画課長
- ・自分自身の意思とか、自分が産みたいときに産むとか、性のことを知ることは大事なことで、包括的性教育の方に盛り込んでいる。
 - ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方も知ってもらいたい重要なことではあるので、コラム的に掲載する方法もあると思う。
 - ・これを一つの取組として掲載した方がよいのか、その言葉を出さずに各取組に盛り込んでいるところではある。
- 齊藤副会長
- ・この言葉自体に意味があると思う。こういう権利が自分たちにはあることを知らないといけないと思う。意識を高めていくという話が先ほどからあるが、そのうちの一つだと思う。特に高校生の講座に行ったときなど、子どものうちから知っていないといけないことであり、掲載して、それを踏まえての啓発なんだということを伝えた方がよいと思う。
- 野村委員
- ・理解しづらい言葉であることは承知しているが、だからこそきちんとこの中で周知していくことは大事なことである。
 - ・これを抜かしてしまうことは後退と捉えられる。だから、残した方がよい。
- 荒木委員
- ・37 ページの「DV や性暴力をなくそう」の「現状・課題」の2行目に「こうした暴力は、その対象の性別を問わず、重大な人権侵害です。」とあるが、「犯罪です」と入れた方がよい。犯罪だからこそ根絶しようという社会的な運動があるわけだと思う。
 - ・確認だが、43 ページの取組3-2「困難を抱える女性等への支援」の「等」は男性とかも入るといことか。
- 男女共同参画課長
- ・例えば、DV も男性が受けることはあるので、そこにもかかってくる。また、49 ページの性暴力も現在社会的な問題になっているが、そういったところも男性にもある、忘れがちなどであり、それから LGBT もあるので「等」としている。

- 荒木委員
男女共同参画
課長
- ・ 48 ページの通し番号 34 は、通し番号 25 の再掲でよいのか。多少違うのだろうか。
 - ・ 男女共同参画課として DV を受けている方に対しても、困難女性の方に対してもということになるので、結果的に同じ仕組みの中で行っていくことになす。女性のための相談を行った中で困難女性の相談になることもあるし、DV の相談になることもあるということで、同じ一つの取組を行って両方の相談につながることもある。そういうことを想定して同じ言葉になっている。再掲とするかは整理させていただきたい。
- 荒木委員
木村委員
- ・ 新規は新しい項目なので、それ以外のものとの差を明確にした方がよいと思う。
 - ・ 19 ページ、指標の通し番号6、「生命の安全教育実施回数」だが、昨今、デート DV が取りざたされており、殺人も起きている状況である。ですから、目標値をもう少し上げた方が方がよいと思う。
 - ・ DV を行う男性の8割位は自分も虐待されて、暴力を受けて育ったという。これは暴力が連鎖していくということだと思う。そして、かなり根深い問題だとも思う。なので、やはり「根絶」ということになる。
- 八木橋会長
- ・ 今、暴力の連鎖というお話で DV を行う人の8割は自分も経験しているということだが、37 ページで DV とは、「配偶者、元配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力」となっている。今の話は、ここに掲載されている以外の親からの暴力も含めた8割ということなのか。
 - ・ いわゆる DV は、男女間のみなのか、個人的には必ずしもそこに縛られない概念だと思っていたが、この説明には男女間となっている。
- 木村委員
八木橋会長
男女共同参画
課長
- ・ ドメスティックだからこの説明どおりである。
 - ・ 家庭内での親からの暴力は含まれないのか。
 - ・ 父親から母親への暴力が子どもが見ている場で行われているのであれば「面前 DV」という言い方をする。また、子ども自身が親から暴力を受けていると「虐待」という言い方になる。この虐待を受けている子が連鎖になるかもしれないし、自分は虐待を受けてはいないが親の DV を見て育った子が、同様なことを繰り返すということもあると考えられる。
- 八木橋会長
- ・ いろいろな先生から聞いたことだが、家庭の中での人間関係が、コロナでリモートワークになり、普段居なかった人がずっと家に居るようになって、親子の関係性がよくなり暴力をされるとか、精神的に追い詰められて、家を飛び出して、貧困、苦しい思いをする、この連鎖がすごく多いようだ。
- 木村委員
- ・ 31 ページの「職場項目における性別役割意識」の「男性は出産休暇/育児休業を取るべきでない」「職場では、女性は男性のサポートにまわるべきだ」だが、私がショックなのは、20 代で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が多い。
 - ・ 若い人に意識面での期待をしたいところだが、これはどう考えればよいのだろうか。働き盛りでとても忙しい人であればわかる気がするが、まだ 20 代なので、こう考えるのであればもう少し一生懸命やらないといけない。
- 八木橋会長
- ・ 出典が内閣府だが、どういうふうに行ったのか知りたいところだ。
 - ・ 以前も言ったが、「べき/すべきでない」というのは、ある意味、誘導になったり、強い拒絶感を示してしまうため、内面がそのまま出てくるかということ、そうではない結果になっていることがある。それから、ネットでの回答となると、面倒だということで全部同じ番号で回答してしまうこともある。
- 木村委員
八木橋会長
- ・ これはアンコンシャス・バイアスを聞いているのか。
 - ・ アンコンシャス・バイアスを聞いていて、「べき/べきでない」を使うこと事態、妥当性がどうだろう

- か。詳細を知りたいところ。データとして真理を表している可能性はあるが、ただ、感覚的にこの数字はピンとくるだろうか。
- 久保田委員 ・ 何を理由に「取るべきでない」かは、人それぞれだと思うので、そこが分からないと一概に何とも言えない。
- 八木橋会長 ・ 答えようがないと思う、分からないことがあり、自分に置き換えて答えられない場合には極端な方に振れるということは統計の傾向としてあると思う。
- 久保田委員 ・ 取るべきでないから、一生懸命働かないといけないと思っている人がいて、この結果になっているのであれば、特にネガティブなことではないと思う。
- 八木橋会長 ・ 20代から60代まで男女で幅があるが、大変興味深いこととして、同じ質問を提示しても理解が全然違うことがある。
- 野村委員 ・ 45ページ、通し番号26、「概要」で、「関係機関」とはどこを想定しているのか。
- 男女共同参画課長 ・ この取組で言うと、庁内であれば、子どもがいれば子ども家庭支援センター、生活の自立であれば生活自立支援課、保護が必要であれば東京都の女性自立支援施設、民間であれば母子を保護してくれる施設などを想定している。
- 野村委員 ・ 今回の女性のための新しい法律では、民間団体と連携をとるようこの条文があったと思う。そのことでは、被害者の早期発見のところもそうだし、民間団体や民間機関としての産婦人科などいろいろあると思うが、そういうところとの連携を明確にした方がよいと思う。
- ・ それから、婦人相談員が担っている相談窓口を充実させていくのかとか、そこが明確に記載されていないので、どうかと思った。
- 男女共同参画課長 ・ この記載方法については検討する。
- 齊藤副会長 ・ 19ページの指標で、通し番号7、「男女共同参画センターの新規相談件数」だが、この意味はともわかるが、実際にはDVや性被害をなくそうとしているので、本来、件数は0件が目標だとは思っている。一方で、埋もれている人を早く支援に結び付けたり、自立できる支援に結び付けた方がよいということでは、埋もれている件数を拾うことは理解する。
- 男女共同参画課長 ・ 事務局でも迷った。新規だけでなく総合的な相談件数も指標にできるが、それが増えていくことがよいことなのかという議論はあった。ただ、この8年間では埋もれている人を引き出そうということで、埋もれているから「新規」ということに注目をした。
- 齊藤副会長 ・ 埋もれている数を表すことは難しいことなので、その後の細かなところで、おもてに出てこなくて、苦しんでいたり、生活に困っていたり、それこそ自殺に関連してくると思うが、その中で一人でも多くの人を、先ほど話があったが、例えば産婦人科で気が付いたら、そこが市と連携を取ってれば、本人の了解のもと情報共有したりすることが記載されていればこの目標も意味が出てくると思う。
- 野村委員 ・ 私は、逆に考えていて、例えば、市域が広いので、なかなか相談場所まで来れない人は大勢いると思う。であれば、出向くような仕組みのようなものがあると思う。
- 齊藤副会長 ・ アンケートの中でも相談してもしようがないと思っている人が多い。
- ・ 相談したあと、自分はこの支援にどういったらとり着け、受けることができるかを情報提供されるだけでなく、寄り添って一緒に同行したり、見えるような仕組みをつくるため、民間、関係団体と連携し構築をしていくことも必要だと思う。
- 野村委員 ・ できる、できないはあるものの、3-2の部分にその辺を書き加えられるとよいと思う。
- 八木橋会長 ・ 本日は、「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」の素案について、意見を伺った。
- ・ 第1回審議会から本日までの意見を踏まえ、齋藤副会長と、私で、内容をまとめ、それを皆様に

確認していただいた後、市長に答申を提出したいと思うが、一任いただけるか。

(異議なし)

八木橋会長 ・ 答申は、会長・副会長で作成し市長へ提出する。

3. その他

八木橋会長 ・ 最後に次第3「その他」である。

・ 「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」策定の今後のスケジュール、並びに、次回の開催予定について、事務局より説明をお願いする。

事務局 ・ 本審議会からの答申を元に、「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」素案を作成し、11月下旬から1か月間、市民から意見を伺うパブリックコメントを実施予定である。

・ 第6回審議会は、来年2月9日(金)に本日と同じ時刻、同じ場所で開催予定である。

・ 来年1月に市長選挙があるため、今、申し上げスケジュールは予定という状況である。

・ それぞれのスケジュールについては、改めてご連絡する。

八木橋会長 ・ 事務局より、次回の開催日程の案内があった。皆様、よろしく願います。

4. 閉会

八木橋会長 ・ 以上で本日の審議회를終了する。